

平成 29 年度 第 2 回飯塚市社福連研修会

平成 30 年 2 月 28 日に第 2 回の研修会を行い、16 法人 34 名が参加して「社福連として何ができるか」をテーマに、検討協議を行いました。

いろいろな意見がある中で共通していたことは、分野の違う法人が集まりお互いを知りあう機会が増えたことで、それぞれの強みを活かした活動を住民に PR していきたいというものでした。

第 2 回飯塚市社福連研修会 議事録

日時 平成 30 年 2 月 28 日（水）
午後 3 時 30 分～5 時 00 分
場所 飯塚市社会福祉協議会 研修室

1. 挨拶

会長 瀧上忠彦

2. グループワーク

テーマ【社福連として何ができるか】

1 班

- ・健康に関心が大きい。リハビリ、相談等ができる集まる場所が必要
→社福連の施設を利用してカフェの開催。（講座、体操、リハビリ）
- ・学生との連携。ボランティアとして活動呼びかけ学生を巻き込みながらまちづくりに参加してもらう。
- ・ライフレスキュー事業を行う。

2 班

- ・自分たちが現在やっている社会福祉法人としての活動を基盤にお互いを知っていくこと、連携を取っていくことから始める。（多様な業種が集まっているため）
- ・地域の清掃
- ・年間を通じての活動（イベント）を企画し、ひとつひとつ実行し実績を残していく。
- ・バックグラウンドの異なる法人が集まり話し合うことができ勉強になった。

3 班

- ・災害時の連携について
- ・地域活動を行う協議会があるということを地域に知ってもらう。

- ・周知したうえで、そこからあがってくるニーズをやっていく。そこから具体的にやることを決定していく。
- ・周知のやり方や社福連の体制を整えていく。

4班

- ・日曜カフェの開催。地域住民、障がい者、高齢者とのふれあい。
- ・災害時の対応
- ・ゴミの散乱した家をひとつの施設だけでなく、社福連の中から出し合って解決する。つながりを強化し協力して問題を解決する。
- ・それぞれの分野の方と集まれて良かった。互いを知りそれぞれの強みを活かして行きたい。

5班

- ・自分たちの専門外の相談等が来た際につなぐことができるような体制を作る。
- ・自分の専門外のことを学ぶ機会が欲しい。
- ・こんなことをやっている。こんな相談に乗っている。地域に PR していくことが大切。そこからニーズはあがってくる。
- ・PR をするにあたり、まずはそれぞれの法人が地域に根ざして活動することが必要。
- ・テーマが広すぎて思いつかなかった。

懇親会 竹乃屋 17:30~

地域における公益的な取組」の趣旨

(H30.2.28 社福連研修会 参考資料)

厚生労働省の通知において、次の①から③までの3つの要件すべてを満たすことが必要とされています。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること。
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること。
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること。

※ 平成30年1月23日付けで新たな国通知(別添)が施行されたことに伴い、従前の国通知(平成28年6月1日付け)は廃止されました。

【国通知において示されている各要件のポイント】

①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス

- ☆地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や、既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合がこの要件に該当。
- ☆行事の開催や環境美化活動、防災活動等、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であつて、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限りこの要件に該当。
- ☆月に1回の行事の開催等、必ずしも恒常的に行われたい取組も含まれる。
- ☆災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組等、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。

②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者

- ☆ 原則として、利用者以外の者であつて、地域において心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指す。
- ☆ 自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者等、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれる。
- ☆ 地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成等、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれる。

③無料又は低額な料金で提供されること

- ☆ 原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指す。
- ☆ 国または地方公共団体から全額の公費負担がある場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていればこの要件に該当。

- 上記の要件を踏まえ、各法人がその保有する資産や職員の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無等を踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むことが必要です。
- 一方、取組の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようにすることが必要です。